

「障害と人権全国弁護士ネット 東京大会シンポジウム」に参加して

【報告】

白井基夫（医療生協さいたま生活協同組合・本部）

ノーマライゼーション、インクルーシブ教育、障害者差別解消法

ノーマライゼーションという語をはじめて聞いたのは、1981年だった。国際障害者年。これをきっかけに、障害者も、障害がない人と同じように社会に受け入れられ、同じような生活条件を提供される社会をめざそうという機運が、官民双方で高まっていった。それから約40年。

また、教育現場の用語として、当時のインテグレーション（統合教育）から概念が拡大され、インクルーシブ教育がめざされるようになっていく。障害児も、障害のない子どもといっしょに同じクラスで同じ授業を受け、同じ体験をする、より共生の理念を徹底した概念である。

そして、2013年に成立し、16年から施行された障害者差別解消法がある。その制定趣旨は、以下のとおり（[内閣府のWebページ](#)から）。

〔全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進すること〕

さて、「障害と人権全国弁護士ネット 東京大会シンポジウム」は、昨年11月9日（土）と10日（日）の2日間にわたり、東京・千代田区内で開催された。

この会は2002年、全国の弁護士が、個々の対応では困難な差別・人権侵害の事例について、情報交換しながら力を合わせて立ち向かっていこうという趣旨で結成された。私の学生時代からの友人である弁護士はこの会の中心におり、その関係で、何度か報告会や学習会などに参加してきた。



1 日め（弁護士会館）

最初に基調講演が行なわれた。講演者は立命館大学生存学研究所の永瀬修教授、テーマは「国連障害者権利委員会の日本への事前質問事項」。少し説明が必要かもしれない。私もはじめて知ることばかりだった。

障害者権利条約の締約国は、4年に一度、法制度や施策が、条約の内容にふさわしいものとなっているかどうか、権利委員会の審査を受ける。ここで重要なのがパラレルレポート。政府による報告があるが、これだけでは実態・実際の問題が見えにくいいため、NPOや障害者団体などが、独自にレポートを提出するしくみがある。その審査が今夏。審査に際しては権利委員会から事前質問事項が出される。今回の講演は、その質問項目とパラレルレポートの内容の紹介が中心だった。特に焦点になるのが、障害者権利条約第24条。日本にとっては、かなり厳しい具体的な質問が投げられている。

日本への事前質問事項：教育（24条）

- ・24. 以下に関する情報を提供してください：
- ・(a) ろう及び盲ろうの子ども、および知的障害または精神障害のある子供を含むすべての障害者のために、分離された学校での教育からインクルーシブ教育への移行に割り当てられる立法および政策措置、ならびに人的、技術的および財政的資源；
- ・(b) あらゆるレベルの主流の教育において、障害者に個別の支援を提供し、合理的な配慮の否定を防ぐために取られた措置、および質の高いインクルーシブ教育に関する教員および非教員職員の体系的な訓練を確保するための措置；
- ・(c) 他の生徒と比較して、性別、年齢、障害ごとに分類された、高等教育を含むすべての教育レベルの障害のある生徒の学校中退率。
(長瀬修試訳)

講演のあと、「医療的ケア児とインクルーシブ教育をめぐる二つの裁判当事者報告」があった。ともに、障害を抱えていることに由来する、差別・人権侵害である。なお、医療的ケア児（略して「医ケア児」とも呼ばれる）とは、人工呼吸器や胃ろうなどを使用し、たんの吸引などのケアが必要とされる子どもを指す。医療技術の進歩によって入院せずに生活ができる子どもが増え、厚労省の資料によれば、10年前の倍、1万8000人ほどいる。



1つめは、愛知県での親の付き添いを強要する事件。医療的ケアに必要な器具などを毎日持ち運ばなければ授業に参加できず、校外学習に親の付き添いを強要し、集団登校や水泳の授業でも差別があった。親の付き添いがないと、教育を受ける権利が保障されないわけである。

2つめは、地域の小学校に入りたいことを希望しているにもかかわらず、特別支援学校への就学を強要した川崎市での事件。親や子の意向をまったく無視し、協議も説明もなく、どこの学校にするかの決定権は教育委員会にある、とした。

地域の学校で学ぶ子どもたち

和希君の願いは、決して特別なものではありません。



友だちと一緒に登校（広島）



プール、大好き！（大阪）



高校での授業風景（大阪）

※3枚の写真は「バクバクの会〜人工呼吸器とともに生きる」よりご提供いただきました。

和希君の小学生としての日々は、二度と戻ってきません。和希君の「願い」を実現するために、以下のご協力をお願い致します。

1. 川崎就学裁判において、本人・保護者の意向を尊重し、早期に地域の小学校での学校生活を実現するための署名にご協力ください。
2. 裁判を傍聴してください。
3. 支える会にご加入し、活動にご協力ください。

※ご加入いただける方は、下記のメールアドレスにご連絡ください。

【和希君を支える会事務局】

事務局：大谷恭子、大塚孝司、小林律子、名谷和子、南館こずえ

問い合わせ先：

アリエ法律事務所 気付 大谷恭子
〒101-0041 千代田区神田須田町1-6
月矢四国ビル4F

TEL 03-6869-3230

FAX 03-6869-3231

Mail kazukikun.sasaeru@gmail.com

呼吸器使ってるからって
分けないで！
ぼくもみんなと同じ
学校に行きたい！



和希君は、人工呼吸器を使って生活しています。幼稚園は同世代の子どもたちと一緒に過ごし、小学校も友だちと一緒に学びたいと地域の小学校の入学を希望しました。お父さん、お母さんも、同じ思いで教育委員会と話し合いをしてきましたが、意向は尊重されず、特別支援学校籍となりました。医療的ケアの必要な和希君は、地域の小学校に通えないというのです。そこで、和希君とご両親は、できる限り早期に地域の小学校での学校生活を実現させようと、昨年夏、提訴しました。

和希君の願いを叶えるためにご協力ください！

子どもは子どもの中で育つ！分離は差別！

裁判の争点その1

インクルーシブ教育を受ける権利の侵害

障害のない子どもも共に学ぶインクルーシブ教育を受ける権利は、基本的人権として保障されなければなりません。インクルーシブは、障害の有無にかかわらず、分け隔てのない共生社会をつくるための基本原則で、障害者権利条約で法文化され、障害者基本法、障害者差別解消法にもその趣旨が盛り込まれています。

和希君は、幼稚園で障害のない子どもたちと一緒に過ごして、本人も両親もそのまま地域の小学校に就学できると期待していました。

和希君と両親は、地域の小学校で、同世代の子どもたちと共に学び共に育つことを希望しましたが、川崎市教育委員会は、特別支援学校への入学が適当であると判断し、和希君は、特別支援学校に措置されてしまいました。

インクルーシブ教育や合理的配慮・条約・法律について詳しく知りたい方は、『つまり、「合理的配慮」って、こういうこと?!』（現代書館）をご参照ください。

裁判の争点その2

本人・保護者の意向の侵害

障害があっても無くても、どこでどのような教育を受けるかを決めることができるのは本人と保護者です。障害のある子どもの就学先は、本人・保護者の意向を可能な限り尊重して、総合的に判断することとなっています。可能な限りとは、最大限尊重するという趣旨です。

川崎市は主治医の意見を聞くなどの適切な就学相談せず、本人・保護者の意向を全く聞き入れませんでした。

裁判の争点その3

地域の学校から排除し、同世代の子どもから分離するのは差別

障害を理由に、排除し分離することは差別です。和希君は地域の学校への就学を希望したにもかかわらず、排除され、同世代の子どもたちからの分離が強制されています。日々成長する和希君にとって、同世代の子どもたちと学校生活を共に過ごせないことは、取り返しのつかない不利益です。この不利益は、障害のある子どもと共に育つ機会を奪われた障害のない子どもにとっても同様であり、社会の損失です。

裁判の争点その4

合理的配慮の不提供は差別

合理的配慮は障害のある人にとって権利を実現するために必要不可欠なものですから、それが提供されないことは差別です。

和希君は人工呼吸器を利用し痰の吸引など医療的ケアを必要としています。和希君が地域の学校に就学するために、市は合理的配慮を提供しなければなりません。にもかかわらず、市はどのような配慮が必要かについて、検討さえしませんでした。多くの自治体では、看護師を配置する等をして医療的ケアに対する合理的配慮を提供しています。川崎市ができないわけがありません。



事例が報告され、そのあとはパネルディスカッション。大谷恭子弁護士が司会として、大阪府箕面市での T 君にかかわる取り組み「ともに学び、ともに生きる」とのテーマで担当教員からの報告を受けて、上記、愛知県と川崎氏の当事者も加わって。T 君は中学 2 年生、脳性まひ、気管切開、胃ろう、言葉話せず、人工呼吸器使用、バギー使用。肢体不自由児特別支援学級に通いながら、実質的には 2 年生のあるクラスに在籍しており、クラスの人々とともに活動している事例報告だった。教員からの報告の一部。

「T 君がいることで、子どもたちもあたたかい雰囲気になっている」「子どもたちは、大人が考えているよりも T 君のことを自然に受け入れている」「その関わりの中で子どもたちが見せる力はほんとうにすごい」

お母さんからの報告の一部。

「お友だちからの声かけがあったから、いまの T の反応のよさ・自己主張する力が培われたのであって、T が今後生活していくうえで、何より必要な力だと思います」「ともに学び、ともに育つの意味は、みんなが認め合い、助け合い、互いにその過程の中で成長していくこと。これからの優しい社会をつくっていくのは、きっとこの子どもたちであり、その基盤をつくるのが小学校だと思っています」



2日め（日本教育会館）

5つの事案について担当弁護士から経緯と現状の報告があり、若干の質疑応答が行われた。

- ①旧優生保護法訴訟：優生手術や人工妊娠中絶に対して補償を求めた
- ②いなげや事件：障害者雇用では先進的な企業で、知的障害者に対する暴言・暴行によって、退職を余儀なくされた
- ③命の値段を問う訴訟：障害者施設から行方不明になり、遺体で発見された自閉症児の損害賠償額は、一般的な就労状況が想定できないために低いのか、差別ではないかを問う
- ④知的障害者施設での虐待事件：施設内での虐待により、骨折、呼吸不全、意識障害などの状態になり、和解成立
- ⑤身体拘束を考える会の活動報告：精神病院では予防的措置として身体拘束が行なわれるが、人権侵害であり、血栓ができたことによって死にいたったケースも

まとめのような……

障害者・障害児について、不条理・無理解の度がすぎる、あまりにも差別的ではないか、と思う事例には事欠かない。障害者差別解消法は、では、なんのために？ 法の理念と現実の開きはなぜ？

今回、厳しい状況に立ち向っている若手弁護士が、全国にたくさんいることを知った。力強い存在だと感じた。たのもし。どうにかたちで応援できるかはわからないが、この報告で一人でも理解者が増えたらいいと思う。

【参考情報提供】

丸山節子（認定NPO法人「難病のこども支援全国ネットワーク」事務局）

福祉というのは、人のあたりまえの幸せのことであり、自宅で暮らしたいとか、好きなことを楽しみたいとか、おいしいものを食べたいなど、特別なことでは決してなく、ごく普通の生活のすべてに通じるものだと考えています。他の同年齢のお子さんと同じように地域の学校に行きたいという願いも、もちろんのことです。

将来において何かの障害を持つことについてすべての人が自分自身にもいずれ必ず起こる事として考えをめぐらすこと、あるいは今自分自身の問題でなくてもそのようになったときの生きづらさについて思いをはせることで、どんな人にも優しい社会、誰も排除されない社会になってゆくと思います。「生きて良い命と生きてはいけない命」の選別があってはなりません。相模原のような事件が二度と起きないように、ここから願います。

去年は、医療ケアが必要な国会議員も2名、誕生しました。これを機会にいのちの重さ大切さ、そしてその輝きについて、以下をご参考にしていただけたら幸いです。

◎光菅さんの願いについて

テレビ神奈川の取材をどうぞご覧ください

つなぐー「ともに生きる」を考えるー

小学校入学の願いは…障害児と親の思い

<http://www.tvk-yokohama.com/newslink/index.php>

◎介護保障を考える弁護士と障害者の会 全国ネット

<http://kaigohosho.info/>

（光菅さんの裁判を支えている藤岡毅弁護士事務所

<http://www.fujiokatsuyoshi-law-office.com/>

をはじめ全国の障害者の権利を守るために活動している弁護士のネットワーク）

◎バクバクの会

<https://www.bakubaku.org/>

（人工呼吸器を付けて生きる人、その方々を支える人たちのネットワーク。「本人たちの命と思い」をより大切に活動当事者とともに進めています。光菅さんもこの会の所属です。「いのちの宣言」は誰にも通じる真のこころの声だと思います。）

◎認定NPO法人難病のこども支援全国ネットワーク

<https://www.nanbyonet.or.jp/>

（病気や障害の種別を越えてこどもたちと家族を支える目的で設立されたNPO。全国各地で交流目的のサマーキャンプを開催したり、電話相談（遺伝特別相談）、ピアサポート活動など 各病気の会ともつながり、アドボカシーの役割も担っています。機関誌年6回発行 こどもの難病シンポジウム年1回開催）